



茨城県報

第 1 6 9 3 号

平成17年 8 月 1 日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (厚生総務課)	2
茨城県病院事業の設置等に関する条例第 5 条の規則で定める申請書の様式を定める規則 (医療整備課)	8
茨城県立視覚障害者福祉センター管理規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)	10
茨城県立点字図書館管理規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)	16
茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ管理規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)	18

告 示

鹿島郡及び神栖市の人口 (市町村課)	26
救急告示病院の認定 (医療整備課)	26
指定居宅サービス事業者の廃止 (高齢福祉課)	26
大規模小売店舗の変更の届出 (2 件) (中小企業課)	26
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3 件) (中小企業課)	28
換地計画の決定 (農地整備課)	31
土地改良事業に対する同意 (土地改良事務所)	31

(教 育 長)

茨城県立聾 ^{ろう} 学校の指定に関する規程の一部改正	31
茨城県立養護学校の指定に関する規程の一部改正	33

(人 事 委 員 会)

県内旅行路程図の一部改正	36
--------------------	----

公 告

落札者等の公示 (企画課)	37
特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課)	38
開発行為の工事完了 (5 件) (建築指導課)	38
道路の位置の指定 (建築指導課)	39

正 誤

平成17年 7 月25日付け茨城県報第1691号中	40
---------------------------------	----

規 則

茨城県規則第76号

茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 8 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 3 年茨城県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とする。

第 4 条の見出し中「申請手続」を「申請」に改め、同条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条の見出し中「変更手続」を「変更」に改め、同条第 2 項中「第 4 条第 2 項」を「第 3 条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「ときは、」を「ときは」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（開館日等の臨時の変更の申請）

第 6 条 条例第10条第 2 項の規定による開館日及び開館時間の臨時の変更の申請は、開館日等臨時変更申請書（様式第 7 号）により行うものとする。

第 9 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「第11条ただし書」を「第18条ただし書」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「使用料返還申請書（様式第 9 号）」を「利用料金返還申請書（様式第12号）」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（臨時の会館の管理に関する準用）

第12条 第 8 条及び前 2 条の規定は、条例第19条第 1 項の規定により知事が使用料を徴収する場合について準用する。

この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

第 8 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 1 項中「知事は」を「指定管理者は」に、「使用料を」を「利用料金を」に改め、同項第 1 号中「使用料」を「利用料金」に改め、同項第 2 号中「その他」を「前号に掲げる場合のほか、」に、「知事が」を「指定管理者が」に改め、同条第 2 項中「使用料の」を「利用料金の」に、「使用料減免申請書（様式第 7 号）」を「利用料金減免申請書（様式第10号）」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条第 3 項中「知事」を「指定管理者」に、「使用料を」を「利用料金を」に、「使用料減免決定通知書（様式第 8 号）」を「利用料金減免決定通知書（様式第11号）」に改め、同条を第10条とする。

第 7 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「第 9 条」を「第15条第 1 項」に、「使用料」を「利用料金」に、「第 5 条」を「第 4 条」に改め、同条を第 8 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金の承認の申請）

第 9 条 条例第15条第 2 項の規定による利用料金の承認の申請は、利用料金承認申請書（様式第 9 号）により行うものとする。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（条例第11条の規則で定める申請書）

第 7 条 条例第11条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（様式第 8 号）とする。

様式第 1 号中「第 4 条第 1 項」を「第 3 条」に、「茨城県知事 殿」を「 殿」に、

「〔法人又は団体にあつては、所在
地並びに名称及び代表者の氏名〕」を「〔法人又は団体にあつては、所在
地並びに名称及び代表者の氏名〕
電話番号」に、「申請します」を「茨城県

総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第 7 条の規定により申請します」に改める。

様式第 2 号中「第 5 条」を「第 4 条」に、「茨城県知事 印」を「
に、「使用料の金額」を「利用料金の額」に改める。

様式第 3 号中「第 5 条」を「第 4 条」に、「茨城県知事 印」を「
に改め、「ので通知します」を削る。

様式第 4 号中「第 6 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に、「茨城県知事 殿」を「
殿」に、「申
請します」を「茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により申請します」に
改める。

様式第 5 号中「第 6 条第 3 項」を「第 5 条第 3 項」に、「茨城県知事 印」を「
印」に改める。

様式第 6 号中「第 6 条第 3 項」を「第 5 条第 3 項」に、「茨城県知事 印」を「
印」に改め、「ので通知します」を削る。

様式第 9 号中「第 9 条」を「第 11 条」に、「使用料返還申請書」を「利用料金返還申請書」に、「茨城県知事
殿」を「
殿」に、「下記」を「茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第 18 条ただし書の
規定により、下記」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「使用料納付年月日」を「利用料金納付年月日」に、「金
額」を「額」に改め、同様式を様式第 12 号とする。

様式第 8 号中「第 8 条第 3 項」を「第 10 条第 3 項」に、「使用料減免決定通知書」を「利用料金減免決定通知書」
に、「茨城県知事 印」を「
印」に、「使用料の」を「利用料金の」に、
「金額」を「額」に改め、同様式を様式第 11 号とする。

様式第 7 号中「第 8 条第 2 項」を「第 10 条第 2 項」に、「使用料減免申請書」を「利用料金減免申請書」に、「茨城
県知事 殿」を「
殿」に、「下記」を「茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第 17
条の規定により、下記」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「金額」を「額」に、「第 8 条第 1 項第
号」を
「第 10 条第 1 項第
号」に、「第 8 条第 1 項各号」を「第 10 条第 1 項各号」に改め、同様式を様式第 10 号とし、様
式第 6 号の次に次の 3 様式を加える。

様式第 7 号 (第 6 条関係)

開 館 日 等 臨 時 変 更 申 請 書

年 月 日

茨城県知事 殿

指定管理者 所在地

名称

代表者の氏名

印

下記のとおり茨城県総合福祉会館の開館日又は開館時間を変更したいので、茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第10条第 2 項の規定により申請します。

記

変更の内容	
変更の理由	

様式第 8 号 (第 7 条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 所在地

名称

代表者の氏名

印

電話番号

茨城県総合福祉会館の指定管理者の指定を受けたいので、茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第11条の規定により申請します。

添付書面

- 1 指定管理業務に係る計画書
- 2 定款, 寄付行為その他これらに準ずる書面
- 3 法人にあつては, 登記事項証明書
- 4 前事業年度における財産目録, 貸借対照表, 損益計算書その他団体の財務状況を明らかにする書面
- 5 前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書面
- 6 その他知事が特に必要と認める書面

その2

(単位 円)

施 設 の 名 称	社 会 福 祉 関 係 者	そ の 他 の 者
ギ ャ ラ リ ー	1日につき	1日につき

2 付属設備利用料金

(単位 円)

付 属 設 備 の 名 称	単 位	社 会 福 祉 関 係 者	そ の 他 の 者	備 考
		「午前 (午前9時から正午まで)」、「午後 (午後1時から午後5時まで)」又は「夜間 (午後6時から午後9時まで)」の使用につき	「午前 (午前9時から正午まで)」、「午後 (午後1時から午後5時まで)」又は「夜間 (午後6時から午後9時まで)」の使用につき	
舞 台 設 備	ピ ア ノ	1台		「午前・午後 (午前9時から午後5時まで)」又は「午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)」の使用については、左の額の2倍に相当する額とし、「全日 (午前9時から午後9時まで)」の使用については、左の額の3倍に相当する額とする。
	反 響 板	1式		
	演 壇	1台		
	譜 面 台	1台		
	平 台	1枚		
	金 び ょ う ぶ	1双		
照 明 設 備	調 光 装 置	1式		
	ボ ー ダ ー ラ イ ト	1列		
	シ ー リ ン グ フ ラ イ ダ ク ト (ラ イ ト 付)	1列		
	サ ス ペ ン シ ョ ン フ ラ イ ダ ク ト (ラ イ ト 付)	1列		
	ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	1式		
	ロ ア ホ リ ゾ ン ト ラ イ	1式		
	フ ッ ト ラ イ ト	1式		
音 響 設 備	フ オ ロ ー ス ポ ッ ト ラ イ ト	1台		
	音 声 調 整 卓	1式		
	音 声 装 置	1式		
	ビ デ オ デ ッ キ	1式		
	テ ー プ レ コ ー ダ ー	1式		
	マ イ ク ロ ホ ン	1本		
	コ ン デ ン サ ー マ イ ク ロ ホ ン	1本		
	ワ イ ヤ レ ス ン マ イ ク ロ ホ ン	1本		
	つ り マ イ ク ロ ホ ン 装 置	1式		
マ イ ク ス タ ン ド	1本			
映 写 機	映 写 機 (16ミ リ メ ー ト ル)	1式		
	ビ デ オ プロジェクター	1式		
	O H P	1式		
	O A プロジェクター	1式		
	ス ラ イ ド プロジェクター	1式		
そ の 他	イ ン タ ー カ ム	1式		
	シ ャ ワ ー 室	1回		
	持 込 機 器	1キロワットまでごと		

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則第 5 条、第 7 条から第 9 条まで、様式第 2 号、様式第 3 号及び様式第 7 号から様式第 9 号までの規定は、平成18年 9 月 1 日（同日前に茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第12条の規定により指定管理者を指定した場合には、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。



茨城県規則第77号

茨城県病院事業の設置等に関する条例第 5 条の規則で定める申請書の様式を定める規則を次のように定める。

平成17年 8 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県病院事業の設置等に関する条例第 5 条の規則で定める申請書の様式を定める規則

茨城県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年茨城県条例第61号）第 5 条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

指定管理者指定申請書

年 月 日

茨城県知事

殿

申請者 所在地

名称

代表者の氏名

印

電話番号

茨城県立こども病院の指定管理者の指定を受けたいので、茨城県病院事業の設置等に関する条例第 5 条の規定により申請します。

添付書面

- 1 指定管理業務に係る計画書
- 2 定款，寄付行為その他これらに準ずる書面
- 3 法人にあっては，登記事項証明書
- 4 前事業年度における財産目録，貸借対照表，損益計算書その他団体の財務状況を明らかにする書面
- 5 前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書面
- 6 その他知事が必要と認める書面

茨城県規則第78号

茨城県立視覚障害者福祉センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 8 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県立視覚障害者福祉センター管理規則の一部を改正する規則

茨城県立視覚障害者福祉センター管理規則（昭和48年茨城県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条」を「第15条」に改める。

第 2 条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第 8 条中「別に」を「知事が」に改め、同条を第13条とする。

第 7 条中「管理者」を「知事」に、「その点検」を「、その点検」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（臨時の視覚障害者福祉センターの管理に関する準用）

第12条 第 9 条及び第10条の規定は、条例第14条第 1 項の規定により知事が使用料を徴収する場合について準用する。

この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

第 6 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 1 項中「第 4 条第 1 項ただし書」を「第12条第 3 項」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項第 2 号中「その他」を「前号に掲げる場合のほか、指定管理者が」に改め、「知事が」を削り、同条第 2 項中「使用料の」を「利用料金の」に、「茨城県立視覚障害者福祉センター使用料減免申請書（別記様式）」を「茨城県立視覚障害者福祉センター利用料金減免申請書（様式第 5 号）」に、「管理者を経由して知事」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第 5 条中「管理者」を「知事」に改め、同条を第 6 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（条例第 8 条の規則で定める申請書）

第 7 条 条例第 8 条の規則で定める申請書は、茨城県立視覚障害者福祉センター指定管理者指定申請書（様式第 3 号）とする。

（利用料金の納入）

第 8 条 利用料金は、視覚障害者福祉センターを使用した後に納入するものとする。

（利用料金の承認の申請）

第 9 条 条例第12条第 2 項の規定による利用料金の承認の申請は、茨城県立視覚障害者福祉センター利用料金承認申請書（様式第 4 号）により行うものとする。

第 4 条中の見出し中「申出」を「申出等」に改め、同条第 1 項中「次の各号に」を「次に」、「又は口頭」を「、口頭」に、「視覚障害者福祉センターの管理者（以下「管理者」という。）」を「知事」に改め、同項ただし書中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同項第 1 号中「及び名称並びに」を「並びに名称及び」に改め、同条第 2 項を次のように改め、同条を第 5 条とする。

2 知事は、視覚障害者福祉センターの使用を承認したときは茨城県立視覚障害者福祉センター使用承認書（様式第 1 号）を、その使用を承認しないときは茨城県立視覚障害者福祉センター使用不承認書（様式第 2 号）を申出者に交付するものとする。

第 3 条第 1 項中「、及び」を「及び」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（使用日及び使用時間）

第 3 条 視覚障害者福祉センターの使用日及び使用時間は、次の表に定めるとおりとする。

使 用 日	使 用 時 間
毎週日曜日及び土曜日，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第 3 条に規定する休日並びに12月28日から翌年 1 月 4 日までの日を除く毎日	午前 9 時から午後 5 時まで

2 知事は，特別の理由があると認めるときは，使用日及び使用時間を変更することができる。

別記様式中「第 6 条第 2 項」を「第10条関係」に「茨城県視覚障害者福祉センター使用料減免申請書」を「茨城県立視覚障害者福祉センター利用料金減免申請書」に，「茨城県知事 殿」を「 殿」に「氏名 印」を「氏名 」に，「使用料の」を「利用料金の」に，「第 6 条第 2 項」を「第10条」に，「備考 自筆による署名をする場合は，押印を省略することができる。」を削り，同様式を様式 5 号とする。

付則の次に次の 4 様式を加える。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

茨城県立視覚障害者福祉センター使用承認書

第 号

年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申出のあつた茨城県立視覚障害者福祉センターの使用については下記のとおり承認します。

記

使 用 目 的	
使 用 期 間	月 日 時 分から 月 日 時 分まで
使 用 人 数	人
利 用 料 金 の 額	
備 考	

様式第 2 号 (第 5 条第 2 項関係)

茨城県立視覚障害者福祉センター使用不承認書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあつた茨城県立視覚障害者福祉センターの使用については、下記の理由により承認できません。

記

理由

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内(この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 3 号 (第 7 条関係)

茨城県立視覚障害者福祉センター指定管理者指定申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者の氏名 印
電話番号

茨城県立視覚障害者福祉センターの指定管理者の指定を受けたいので、社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例第 8 条の規定により申請します。

添付書面

- 1 指定管理業務に係る計画書
- 2 定款，寄付行為その他これらに準ずる書面
- 3 法人にあつては，登記事項証明書
- 4 前事業年度における財産目録，貸借対照表，損益計算書その他団体の財務状況を明らかにする書面
- 5 前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書面
- 6 その他知事が必要と認める書面

様式第 4 号 (第 9 条関係)

茨城県立視覚障害者福祉センター利用料金承認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

指定管理者 所在地

名称

代表者の氏名

印

茨城県立視覚障害者福祉センターの利用料金の額を定めたいので、下記のとおり茨城県立視覚障害者福祉センター管理規則第 8 条の規定により申請します。

記

区分	利用料金 (単位 円)	室 料	宿 泊 料
			午前 9 時から午後 4 時まで
身体障害者及びその同伴者並びに身体障害者福祉関係者		1 人につき	1 人につき
その他の者		1 人につき	1 人につき

備考 小学校未就学児童については、利用料金は徴収しない。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の茨城県立視覚障害者福祉センター管理規則第 6 条及び別記様式の規定は、平成18年 9 月 1 日 (同日前に社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例第 9 条の規定により指定管理者を指定した場合にあつては、当該指定の日) までの間は、なおその効力を有する。

茨城県規則第79号

茨城県立点字図書館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 8 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県立点字図書館管理規則の一部を改正する規則

茨城県立点字図書館管理規則 (昭和48年茨城県規則第34号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和39年茨城県条例第10号」の次に「以下「条例」という。」を加え、「第 6 条」を「第15条」に改める。

第 2 条中「次の各号に」を「次に」に、「行なう」を「行う」に改める。

第 4 条を次のように改める。

(利用日及び利用時間)

第 4 条 図書館の利用日及び利用時間は、次の表に定めるとおりとする。

使 用 日	使 用 時 間
毎週日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) 第 3 条に規定する休日並びに12月28日から翌年 1 月 4 日までの日を除く毎日	午前 9 時から午後 5 時まで

- 2 知事は、特別の理由があると認めるときは、利用日及び利用時間を変更することができる。

第 5 条及び第 6 条を削る。

第 7 条第 1 項中「管理者」を「知事」に、「手続き」を「手続」に改め、同条第 2 項ただし書き中「管理者」を「知事」に改め、同条第 4 項中「10日」を「, 10日」に、「申し出」を「申出」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条中「又はき損し」を「, 又はき損し」に、「又は相当の」を「, 又は相当の」に改め、同条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(条例第 8 条の規則で定める申請書)

第 7 条 条例第 8 条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書 (別記様式) とする。

第 9 条中「必要な」を「, 図書館の管理に関し必要な」に、「別に」を「知事が」に改め、同条を第 8 条とする。

付則の次に次の様式を加える。

別記様式 (第 7 条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者の氏名 印
電話番号

茨城県立点字図書館の指定管理者の指定を受けたいので、社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例第 8 条の規定により申請します。

添付書面

- 1 指定管理業務に係る計画書
- 2 定款, 寄付行為その他これらに準ずる書面
- 3 法人にあつては, 登記事項証明書
- 4 前事業年度における財産目録, 貸借対照表, 損益計算書その他団体の財務状況を明らかにする書面
- 5 前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書面
- 6 その他知事が特に必要と認める書面

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第80号

茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 8 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ管理規則の一部を改正する規則

茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ管理規則（昭和57年茨城県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「条例」という。）の次に「第15条の規定」を加える。

第 2 条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第 4 号中「手話奉仕員」を「手話通訳者及び要約筆記奉仕員」に改め、同条第 5 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第10条中「管理」を「福祉センターやすらぎの管理」に、「別に」を「知事が」に改め、同条を第15条とする。

第 9 条中「管理者」を「知事」に、「その指示」を「その指示」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（臨時の福祉センターやすらぎの管理に関する準用）

第14条 第10条及び第11条の規定は、条例第14条第 1 項の規定により知事が使用料を徴収する場合について準用する。

この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

第 8 条中「管理者」を「知事」に、「その点検」を「その点検」に改め、同条を第12条とする。

第 7 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「第 4 条第 1 項ただし書」を「第 5 条第 3 項」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「第 5 条」を「第 6 条」に、「使用料減免申請書（別記様式）」を「利用料金減免申請書（様式第 5 号）」に、「管理者」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第 6 条中「その使用」を「その使用」に、「管理者」を「知事」に改め、同条を第 7 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（条例第 8 条の規則で定める申請書）

第 8 条 条例第 8 条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（様式第 3 号）とする。

（利用料金の納入）

第 9 条 利用料金は、福祉センターやすらぎを使用した後に納入するものとする。

（利用料金の承認の申請）

第10条 条例第12条第 2 項の規定による利用料金の承認の申請は、利用料金承認申請書（様式第 4 号）により行うものとする。

第 5 条第 1 項中「次の各号に」を「次に」に、「福祉センターやすらぎの管理者（以下「管理者」という。）」を「知事」に改め、同項第 1 号中「所在地、名称」を「所在地並びに名称」に改め、同条第 2 項を次のように改め、同条を第 6 条とする。

2 知事は、福祉センターやすらぎの使用を承認したときは使用承認書（様式第 1 号）を、その使用を承認しないときは使用不承認書（様式第 2 号）を申出者に交付するものとする。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（使用日及び使用時間）

第 4 条 福祉センターやすらぎの使用日及び使用時間は、次の表に定めるとおりとする。

使 用 日	使 用 時 間
毎週火曜日, 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) 第 3 条に規定する休日, 1 月 2 日, 同月 3 日及び12月29日から同月31日までの日を除く毎日	午前 9 時から午後10時まで (月曜日にあつては, 午前 9 時から正午まで)

- 2 知事は, 特別の理由があると認めるときは, 使用日及び使用時間を変更することができる。
別記様式を次のように改める。

様式第 1 号 (第 6 条第 2 項関係)

使 用 承 認 書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申出のあつた茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎの使用については、下記のとおり承認します。

記

使 用 目 的	
使 用 期 間	月 日 時 分から 月 日 時 分まで
使 用 人 数	人
利 用 料 金 の 額	
備 考	

様式第 1 号の次に次の 4 様式を加える。

様式第 2 号 (第 6 条第 2 項関係)

使 用 不 承 認 書

第 号
年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申出のあつた茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎの使用については、下記の理由により承認できません。

記

理由

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内(この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起することができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 3 号 (第 8 条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者の氏名 印
電話番号

茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎの指定管理者の指定を受けたいので、社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例第 8 条の規定により申請します。

添付書面

- 1 指定管理業務に係る計画書
- 2 定款, 寄付行為その他これらに準ずる書面
- 3 法人にあつては, 登記事項証明書
- 4 前事業年度における財産目録, 貸借対照表, 損益計算書その他団体の財務状況を明らかにする書面
- 5 前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書面
- 6 その他知事が特に必要と認める書面

様式第 4 号 (第 9 条関係)

利用料金承認申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

指定管理者 所在地

名称

代表者の氏名

印

茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎの利用料金の額を定めたいので、下記のとおり茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ管理規則第 9 条の規定により申請します。

記

利用料金 (単位 円)		午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
		(午前 9 時 から正午 まで)	(午後 1 時 から午後 5 時まで)	(午後 6 時 から午後 10 時まで)	(午前 9 時 から午後 5 時まで)	(午後 1 時 から午後 10 時まで)	(午前 9 時 から午後 10 時まで)
区分	社会福祉関係者	研修室 (和 室)					
		研修室 (洋 室)					
実習室							
会議室							
その他の者	研修室 (和 室)						
	研修室 (洋 室)						
	実習室						
	会議室						

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ管理規則第7条及び別記様式の規定は、平成18年9月1日（同日前に社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例第9条の規定により指定管理者を指定した場合にあつては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。

 告 示

茨城県告示第931号

平成17年8月1日に鹿島郡波崎町を編入した同郡神栖町が同日から神栖市になったことに伴う鹿島郡及び神栖市の人口は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条第1項第1号及び第177条第1項第1号の規定により、次のとおりとなる。

平成17年8月1日

茨城県知事 橋 本 昌

鹿島郡 50,915人

神栖市 87,626人

茨城県告示第932号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院である。

なお、当該病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成20年7月28日である。

平成17年8月1日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医療法人長田病院	水戸市大足町980

茨城県告示第933号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第78条の規定により告示する。

平成17年8月1日

茨城県知事 橋 本 昌

法人名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団 常仁会	医療法人社団 常仁会 うしく総合介護サービス	牛久市猪子町891 - 2	通所介護	平成17年 6月30日

茨城県告示第934号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県西地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成17年 8 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者の氏名

株式会社伊勢基本社

代表取締役 綿 引 甚 介

(2) 住所

水戸市泉町二丁目 3 番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル結城店

結城市結城字湿辺7556番地

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) カスミ結城北店

(変更後) スーパーセンタートライアル結城店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	小 濱 裕 正
有限会社ハナタニ	真壁郡大和村羽田553	谷 中 貴
株式会社ロイヤルネットワーク茨城	筑西市一本松19	仲 條 啓 三
株式会社大創産業	広島県東広島市西条町大字吉行字向 1 番地の60	矢 野 博 丈

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津 1 丁目12番 2 号	永 田 久 男

(3) 変更の年月日

ア 店舗名称の変更

平成17年 7 月11日

イ 小売業者の変更

平成17年 7 月20日

(4) 変更する理由

大規模小売店舗において小売業を行う者が変更になるため

3 届出年月日

平成17年 7 月12日

茨城県告示第935号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県西地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成17年 8 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 株式会社伊勢基本社

代表取締役 綿 引 甚 介

水戸市泉町二丁目 3 番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル結城店

結城市結城字湿辺7556番地

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時

(変更後) 午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～翌午前 0 時30分（一部午後 9 時）

(変更後) 24時間（一部午前 6 時～午後 9 時）

(3) 変更する年月日

平成17年 7 月20日

(4) 変更する理由

お客様の利便性を第一に、朝食に間に合う、また夜間就業者へ応えたく、毎日の生活に豊かさと潤いを持たせる。

3 届出年月日

平成17年 7 月12日

茨城県告示第936号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成17年 8 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ジョイフル本田ニューポートひたちなか
 ひたちなか市新光町34番 1 外
- (2) 届出の概要
 - ア 届出の種類及び届出の公告日
 変更の届出 (第 6 条第 2 項)
 平成17年 5 月16日
 - イ 変更しようとする事項
 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 (変更前) 3 箇所
 (変更後) 5 箇所
 - ウ 届出年月日
 平成17年 4 月26日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
ひたちなか市	駐車場内に車両誘導の路面表示をするとともに、追加した車両出入口には一時停止線等の路面表示をすること。	周辺地域の交通安全及び良好な生活環境の保持のため。

茨城県告示第937号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成17年 8 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 フードオフ ストッカー佐貫店
 龍ヶ崎市若柴町片初瀬3184番地 1
- (2) 届出の概要
 - ア 届出の種類及び届出の公告日
 変更の届出 (第 6 条第 1 項)
 平成17年 3 月 7 日
 - イ 変更した事項
 大規模小売店舗の名称
 (変更前) カスミ佐貫店
 (変更後) フードオフ ストッカー佐貫店
- (3) 届出年月日

平成17年 2 月21日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第938号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所において縦覧に供する。

平成17年 8 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) さかいショッピングモール F I S S 期計画

猿島郡境町大字下小橋字蓮地1156 - 1 番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成17年 3 月 7 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
ホームック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 - 41	前 田 勝 敏
ギガスケーズデンキ株式会社	水戸市柳町一丁目13番20号	加 藤 修 一
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599番地 1	小 林 哲 美
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年10月26日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

14,216㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- | | |
|------------------|--------------------|
| (ア) 駐車場の収容台数 | 1,121台 |
| (イ) 駐輪場の収容台数 | 142台 |
| (ウ) 荷さばき施設の面積 | 470㎡ |
| (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 | 172 m ³ |

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時 (一部午前10時)

(閉店時刻) 午前 0 時 (一部午後 9 時, 午後10時)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分 ~ 午前 0 時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 8 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成17年 2 月25日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第939号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業上大野地区（全換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年 8 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成17年 8 月 2 日から

平成17年 8 月29日まで

3 縦覧の場所

総和町役場

茨城県告示第940号

平成17年 4 月 1 日付けで総和町長から協議のあった別当谷第 2 地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年 7 月19日同意した。

平成17年 8 月 1 日

茨城県境土地改良事務所長 伊 藤 幸 平

(教 育 長)

茨城県教育委員会告示第11号

茨城県立^{ろう}聾学校の指定に関する規程（昭和49年茨城県教育委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成17年 8 月 1 日

茨城県教育委員会教育長 川 俣 勝 慶

水戸市
日立市
結城市
常陸太田市
高萩市
北茨城市
笠間市
ひたちなか市
鹿嶋市
潮来市
常陸大宮市

水戸市
日立市
結城市
常陸太田市
高萩市
北茨城市
笠間市
ひたちなか市
鹿嶋市
潮来市
常陸大宮市

別表茨城県立水戸聾学校の項中

那珂市 筑西市	
東茨城郡	茨城町, 小川町, 美野里町, 大洗 町, 城里町
西茨城郡	友部町, 岩間町, 岩瀬町
那珂郡	東海村
久慈郡	大子町
鹿島郡	旭村, 鉾田町, 大洋村, 神栖町, 波崎町
行方郡	麻生町, 北浦町, 玉造町
真壁郡	真壁町, 大和村

を

那珂市 筑西市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 小美玉市	
東茨城郡	茨城町, 大 洗町, 城里 町
那珂郡	東海村
久慈郡	大子町

に改め,

同表茨城県立霞ヶ浦聾学校の項中

土浦市 古河市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 水海道市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市	
稲敷郡	美浦村, 阿見町, 河内町
新治郡	玉里村, 八郷町, 新治村
筑波郡	伊奈町, 谷和原 村
結城郡	八千代町, 千代 川村, 石下町
猿島郡	総和町, 五霞町, 三和町, 境町
北相馬郡	利根町

を

土浦市 古河市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 つくばみらい市	
稲敷郡	美浦村, 阿見 町, 河内町
結城郡	八千代町
猿島郡	五霞町, 境町
北相馬郡	利根町

に

改める。

付 則

- 別表の改正規定のうち, 神栖町に係る部分, 波崎町に係る部分及び神栖市に係る部分は平成17年 8 月 1 日から, 行方郡に係る部分, 麻生町に係る部分, 北浦町に係る部分, 玉造町に係る部分及び行方市に係る部分は平成17年 9 月 2 日から, 総和町に係る部分及び三和町に係る部分は平成17年 9 月12日から, 岩瀬町に係る部分, 真壁郡に係る部分, 真壁町に係る部分, 大和村に係る部分, 桜川市に係る部分及び八郷町に係る部分は平成17年10月 1 日から, 鹿島郡に係る部分, 旭村に係る部分, 鉾田町に係る部分, 大洋村に係る部分及び鉾田市に係る部分は平成17年10月 11日から, 水海道市に係る部分, 千代川村に係る部分, 石下町に係る部分及び常総市に係る部分は平成18年 1 月 1 日から, 新治村に係る部分は平成18年 2 月20日から, 西茨城郡に係る部分, 友部町に係る部分及び岩間町に係る部分は平成18年 3 月19日から, その他の部分は平成18年 3 月27日から施行する。

茨城県教育委員会告示第12号

茨城県立養護学校の指定に関する規程（昭和49年茨城県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成17年 8 月 1 日

茨城県教育委員会教育長 川 俣 勝 慶

別表第1 茨城県立友部養護学校の項中

笠間市	
東茨城郡 西茨城郡	茨城町, 小川町, 美野里町 友部町, 岩間町

を

に改め,

笠間市 小美玉市	
東茨城郡	茨城町

同表茨城県立鹿島養護学校の項中

鹿嶋市 潮来市	
鹿島郡	旭村, 銚田町, 大洋村, 神栖町, 波崎町
行方郡	麻生町, 北浦町, 玉造町

を

に改め,

鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 銚田市

同表茨城県立土浦養護学校の項中

土浦市 石岡市 つくば市 かすみがうら市	
新治郡	玉里村, 八郷町, 新治村

を

土浦市 石岡市 つくば市 かすみがうら市

に改め,

同表茨城県立伊奈養護学校の項中

水海道市 取手市 守谷市 坂東市	
筑波郡	伊奈町, 谷和原村

を

常総市 取手市 守谷市 坂東市 つくばみらい市

に改め,

同表茨城県立結城養護学校の項中「, 千代川村, 石下町」, 「総和町,」及び「, 三和町」を削り, 同表茨城県立協和

養護学校の項中

筑西市	
西茨城郡	岩瀬町
真壁郡	真壁町, 大和村

を

筑西市 桜川市

に改める。

別表第 2 茨城県立水戸養護学校の項中

水戸市 日立市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 ひたちなか市 鹿嶋市 瀨来市 常陸大宮市 那珂市	
東茨城郡	茨城町, 小川町, 美野里町, 大洗町, 城里町
西茨城郡	友部町, 岩間町
那珂郡	東海村
久慈郡	大子町
鹿島郡	旭村, 銚田町, 大洋村, 神栖町, 波崎町
行方郡	麻生町, 北浦町, 玉造町

を

水戸市
 日立市
 常陸太田市
 高萩市
 北茨城市
 笠間市
 ひたちなか市
 鹿嶋市
 潮来市
 常陸大宮市
 那珂市
 神栖市
 行方市
 銚田市
 小美玉市

に改め,

東茨城郡	茨城町, 大洗町, 城里町
那珂郡	東海村
久慈郡	大子町

同表茨城県立下妻養護学校の項中

土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 水海道市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 坂東市 稲敷市 筑西市 かすみがうら市	
西茨城郡	岩瀬町
稲敷郡	美浦村, 阿見町, 河内町
新治郡	玉里村, 八郷町, 新治村
筑波郡	伊奈町, 谷和原村
真壁郡	真壁町, 大和村

を

結城郡	八千代町, 千代川村, 石下町
猿島郡	総和町, 五霞町, 三和町, 境町
北相馬郡	利根町

土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 坂東市 稲敷市 筑西市 かすみがうら市 桜川市 つくばみらい市	
稲敷郡	美浦村, 阿見町, 河内町
結城郡	八千代町
猿島郡	五霞町, 境町
北相馬郡	利根町

に改める。

付 則

この規程中別表第 1 の改正規定のうち神栖町に係る部分, 波崎町に係る部分及び神栖市に係る部分並びに別表第 2 の改正規定のうち神栖町に係る部分, 波崎町に係る部分及び神栖市に係る部分は平成17年 8 月 1 日から, 別表第 1 の改正規定のうち行方郡に係る部分, 麻生町に係る部分, 北浦町に係る部分, 玉造町に係る部分及び行方市に係る部分並びに別表第 2 の改正規定のうち行方郡に係る部分, 麻生町に係る部分, 北浦町に係る部分, 玉造町に係る部分及び行方市に係る部分は平成17年 9 月 2 日から, 別表第 1 の改正規定のうち茨城県立結城養護学校の項中「総和町,」及び「, 三和町」を削る部分並びに別表第 2 の改正規定のうち総和町に係る部分及び三和町に係る部分は平成17年 9 月 12 日から, 別表第 1 の改正規定のうち八郷町に係る部分及び

筑西市	
西茨城郡	岩瀬町
真壁郡	真壁町, 大和村

を

筑西市 桜川市

に改める部分並びに別表第 2 の改正規定のうち茨城県立下妻

養護学校の項の西茨城郡に係る部分, 岩瀬町に係る部分, 八郷町に係る部分, 真壁郡に係る部分, 真壁町に係る部分, 大和村に係る部分及び桜川市に係る部分は平成17年10月 1 日から, 別表第 1 の改正規定のうち鹿島郡に係る部分, 旭村に係る部分, 鉾田町に係る部分, 大洋村に係る部分及び鉾田市に係る部分並びに別表第 2 の改正規定のうち鹿島郡に係る部分, 旭村に係る部分, 鉾田町に係る部分, 大洋村に係る部分及び鉾田市に係る部分は平成17年10月11日から, 別表第 1 の改正規定のうち水海道市に係る部分, 常総市に係る部分及び茨城県立結城養護学校の項中「, 千代川村, 石下町」を削る部分並びに別表第 2 の改正規定のうち水海道市に係る部分, 千代川村に係る部分, 石下町に係る部分及び常総市に係る部分は平成18年 1 月 1 日から, 別表第 1 の改正規定のうち新治村に係る部分及び別表第 2 の改正規定のうち新治村に係る部分は平成18年 2 月20日から, 別表第 1 の改正規定のうち茨城県立友部養護学校の項の西茨城郡に係る部分, 友部町に係る部分及び岩間町に係る部分並びに別表第 2 の改正規定のうち茨城県立水戸養護学校の項の西茨城郡に係る部分, 友部町に係る部分及び岩間町に係る部分は平成18年 3 月19日から, 別表第 1 の改正規定のうちその他の部分及び別表第 2 の改正規定のうちその他の部分は平成18年 3 月27日から施行する。

(人事委員会)

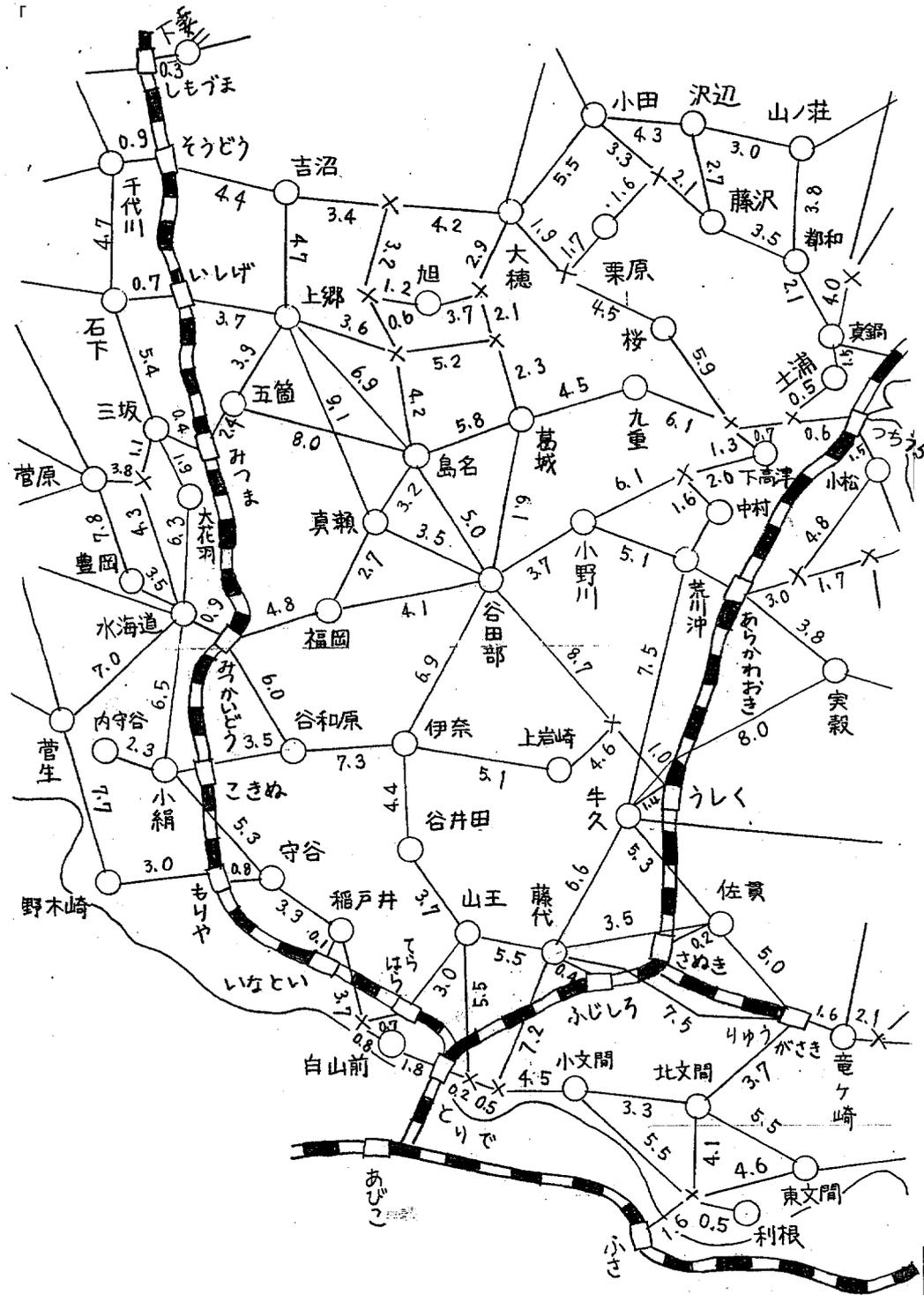
茨城県人事委員会告示第6号

昭和42年5月8日茨城県人事委員会告示第3号で告示した県内旅行路程図の一部を次のように改正し、平成17年8月24日以降に出発する旅行から適用する。

平成17年8月1日

茨城県人事委員会委員長 江橋湖三郎

別表第1の表中



を

平成17年 8 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札者又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 その他必要な事項

茨城県材料構造解析装置に係る中性子ガイド管システム及び支持機構 1 式 企画部企画課科学技術振興室 水戸市笠原町978番 6 平成17年 7 月20日 株式会社アバンセ 東京都目黒区目黒 3 - 1 - 7 - 205 34,000,000円 (消費税及び地方消費税抜き額) 一般競争入札 平成17年 6 月 9 日 最低価格

~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動法人促進法 (平成10年法律第 7 号) 第25号第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成17年 9 月 5 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎) において公衆の縦覧に供する。

平成17年 8 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成17年 7 月 5 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あすかユーアイネット

(設立認証：平成16年 2 月17日、設立：平成16年 2 月18日)

3 代表者の氏名

宇井 良夫

4 主たる事務所の所在地

茨城県龍ヶ崎市松葉 3 丁目12番地 2

5 定款に記載された目的

龍ヶ崎市・牛久市及びその近隣の市民を対象とし、高齢者、障害者、その他の困難を抱える者に対し、防犯、環境、福祉のサービス活動を行うことにより、これらの者が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会・文化その他あらゆる分野への活動に参加する機会が与えられ、健康で安心して暮らしていくことの出来る地域づくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成17年 8 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

笠間市福田字小屋前124番12, 同番14, 同番15, 字大長畑145番, 字猪ヶ入148番 1, 同番 2, 同番 3, 同番 4, 同番 5, 同番 6, 同番 8, 同番 9, 同番11, 同番12, 同番13, 163番, 同番 1, 同番 2, 同番 3, 164番, 同番 1, 同番 3, 字西小屋150番, 字石原165番 1, 168番 1, 字中島前159番 1

2 事業主の住所及び氏名

笠間市福田165番 1

財団法人 茨城県環境保全事業団

理事長 角 田 芳 夫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常陸大宮市山方字中湯沢内467番 1, 469番, 473番 1, 字下湯沢内579番 1, 582番 1, 同番 2, 583番, 同番 3

2 事業主の住所及び氏名

東京都昭島市中神町1160番地 1

株式会社 エコス

代表取締役 岩 谷 堯

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市後台字東崎2288番10

2 事業主の住所及び氏名

那珂市後台2617番地 1

増 子 智恵子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市菅谷字お津ほ3870番 1, 3871番 2, 3883番 1, 3885番

2 事業主の住所及び氏名

水戸市笠原町1191番地の 2

日榮産業株式会社 代表取締役 加森 正恒

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡千代川村大字鬼怒178番 1, 180番 1, 181番 1, 182番 2, 189番 8, 595番11

2 事業主の住所及び氏名

結城郡千代川村大字鬼怒210

柴山石材工業株式会社

代表取締役 柴 山 仙

道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次の通り指定した。

平成17年 8 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西総建指令 第 739 号	平成17年 7 月22日	株式会社 中央ホーム 代表取締役 中島美津代	水海道市橋本町3569 番地 7	結城郡石下町大字古間 木字上原1818番 3, 同 番 6	メートル 6.00	メートル 70.45

~~~~~

正 誤

平成17年 7 月25日付け茨城県報1691号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行        | 誤           | 正           |
|-----|----------|-------------|-------------|
| 11  | 上から 4 行目 | 茨城県告示第1595号 | 茨城県告示第1190号 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)